

○茨城県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

平成2年5月1日
本部訓令第9号

〔沿革〕 平成4年6月本部訓令第10号、7月第11号、5年3月第9号、6年3月第11号、第14号、7年3月第7号、11年3月第3号、第6号、13年3月第2号、19年3月第4号、第7号、11月第30号、12月第32号、22年3月第5号、26年2月第1号、3月第11号、令和元年8月第1号、5年3月第5号改正

茨城県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

茨城県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令（昭和62年茨城県警察本部訓令第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、地域部地域課鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 鉄道警察隊の活動に関しては、[鉄道警察隊の運営に関する規則](#)（平成4年国家公安委員会規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（組織）

第3条 鉄道警察隊に、隊長を置く。

2 隊長は、地域部地域課の警部の階級にある警察官をもって充てる。

（任務）

第3条の2 鉄道警察隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鉄道施設等における警ら
- (2) 線路、運転保安設備その他必要な鉄道施設の警戒警備
- (3) 警乗
- (4) 鉄道施設における雑踏警備
- (5) 列車による現金その他の物品の輸送の警備
- (6) 列車による危険物の輸送の取締り
- (7) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止
- (8) 鉄道事業者その他の関係団体、機関等（以下「鉄道事業者等」という。）との連絡調整
- (9) 鉄道に関する統計
- (10) その他警察本部長（以下「本部長」という。）が特に命じた事項

(活動区域)

第4条 鉄道警察隊は、茨城県の鉄道施設等において活動するものとする。ただし、[警察法](#)第66条第1項の規定により、関係都県警察との協議による当該都県警察の管轄区域において職権を行使する場合は、この限りでない。

(事件等の処理)

第5条 鉄道警察隊は、事件又は事故について、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動的な措置を行った後、その処理を関係警察署に引き継ぐものとする。ただし、次の各号に該当する犯罪に係る事件は、鉄道警察隊が処理するものとする。

- (1) 列車内又は駅の構内において行われた簡易書式例適用事件又は微罪処分対象事件
- (2) [新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法](#)（昭和39年法律第111号）に規定する犯罪
- (3) 鉄道運輸に係る[刑法](#)（明治40年法律第45号）第162条、第163条、及び第246条に規定する犯罪
- (4) [鉄道営業法](#)（明治33年法律第65号）に規定する犯罪

(勤務制)

第6条 隊員の勤務制は、日勤制勤務（茨城県警察職員の勤務時間に関する訓令（昭和29年茨城県警察本部訓令第8号。以下この条において「勤務時間訓令」という。）第2条第1項第2号に規定する日勤制勤務をいう。）とする。

- 2 地域部地域課長（以下「地域課長」という。）は、必要と認めるときは、前項の勤務時間を変更し、又は交替制勤務（勤務時間訓令第2条第1項第4号に規定する交替制勤務をいう。）をさせることができる。
- 3 前項の規定により勤務する隊員の週休日及び勤務時間の割り振り単位期間（勤務時間訓令第3条第1項に規定する割り振り単位期間をいう。）は、4週間とする。

(勤務時間割)

第7条 隊員の勤務時間割は、別に定める。

(運営)

第8条 地域課長は、警察本部の他の課長、科学捜査研究所長、自動車警ら隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び警察学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）と連絡を密にして鉄道警察隊の適正な運営を図らなければならない。

- 2 地域課長は、関東管区警察局、関係都県警察及び鉄道事業者等と緊密な連絡を保たなければならない。

(月間活動計画)

第9条 地域課長は、鉄道警察隊の月間活動計画を定めなければならない。

(会議)

第

10条 隊長は、毎月1回以上幹部会議を開き、隊の活動に必要な事項について協議するものとする。

(私服の着用)

第11条 規則第6条の2第2項に規定する私服を着用することができる場合は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 犯罪捜査のため必要があるとき。
- (2) 鉄道施設における事件・事故を処理するため必要があるとき。
- (3) その他特に必要があるとき。

(活動方法)

第12条 鉄道警察隊の活動は、警ら、警戒警備、警乗、在所及び特別な活動とする。

(警ら)

第13条 警らは、鉄道施設等警ら要点及び鉄道沿線における警らとし、必要に応じ立番を実施するものとする。

2 地域課長は、地理的条件、治安の状態等に即した警らを実施するため、警ら計画を定めるものとする。

(警戒警備)

第14条 警戒警備は、線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設を対象に実施するものとする。

2 地域課長は、警戒警備を計画的かつ重点的に実施するため、警戒警備計画を定めるものとする。

(警乗)

第15条 警乗は、原則として隊員2人1組で行うものとする。

2 地域課長は、警察庁が指定する警乗計画に基づき、事件事故の発生状況等を勘案し、効率的な警乗計画を定めるものとする。

(在所)

第16条 在所は、施設内において、諸願届の受理及び書類の作成整理等を行い、あわせて外部に対する警戒に当たるものとする。

(特別な活動)

第17条 特別な活動は、第3条の2第4号から第10号に規定する任務を遂行するための活動をいう。

2 特別な活動の方法については、隊長が定めるものとする。

(派遣)

第

18条 所属長は、鉄道警察隊の派遣を必要とするときは、派遣要請書（[別記様式第1号](#)）により地域課長を経由して、本部長に要請しなければならない。

2 前項の規定により派遣された隊員は、派遣を要請した所属長の指揮を受けなければならない。

（服務心得）

第19条 隊員は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に鉄道交通機関の状況、鉄道施設の現状及び鉄道施設内における犯罪の実態の把握に努めること。
- (2) 鉄道施設、鉄道事業等に関する知識その他鉄道警察隊の任務の遂行に必要な専門的知識及び技能の習得に努めること。
- (3) 線路、踏切、トンネル、橋梁等への立入りに当たっては、列車の運行に十分注意すること。
- (4) 職務質問、犯人の逮捕、泥酔者の保護に当たっては、細心の注意を払い、受傷事故の防止に努めること。
- (5) 車両の使用に当たっては、安全運転に徹し交通事故の防止に努めること。
- (6) 言葉遣い、態度に注意するとともに、懇切丁寧な応接を行い、旅客及び関係者の理解と協力が得られるよう努めること。

（日誌）

第20条 鉄道警察隊に日誌（[別記様式第2号](#)）を備え、所要事項を記載しておかなければならない。

（細則）

第21条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地域課長が定める。

附 則

この訓令は、平成2年5月1日から施行する。

附 則 （平成4年6月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 （平成4年7月10日本部訓令第11号）

この訓令は、平成4年7月12日から施行する。

附 則 （平成5年3月11日本部訓令第9号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 （平成6年3月30日本部訓令第11号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 （平成6年3月30日本部訓令第14号）
この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年3月31日本部訓令第7号抄）
1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成11年3月11日本部訓令第3号）
この訓令は、平成11年3月18日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成11年3月24日本部訓令第6号）
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成13年3月29日本部訓令第2号）
この訓令は、平成13年3月29日から施行する。

附 則 （平成19年3月29日本部訓令第4号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年3月29日本部訓令第7号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年11月28日本部訓令第30号抄）
（施行期日）
1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則 （平成19年12月26日本部訓令第32号）
この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 （平成22年3月31日本部訓令第5号）
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年2月4日本部訓令第1号）
この訓令は、平成26年2月4日から施行する。

附 則 （平成26年3月24日本部訓令第11号）
この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 （令和元年8月6日本部訓令第1号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月14日本部訓令第5号）
この訓令は、令和5年3月27日から施行する。

<様式略>